

TOPICS 01

不妊治療費の助成を拡充します

市では、出産を希望し、不妊治療を受けている夫婦の負担軽減のため、「特定不妊治療費助成事業（※）」に加え、令和3年度から「一般不妊治療費助成事業」を実施します。

※特定不妊治療費助成事業…県の特定不妊治療費助成事業の交付を受けて、不妊治療を行っている夫婦の、経済的な負担軽減のため、市が県の助成額に上乗せして助成をしている事業



対象となる方

法律上の婚姻関係にある夫婦で、次の要件をすべて満たす方

- ①令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に医師が認める人工授精の治療を行っていること
- ②治療の開始から申請日まで、夫婦またはいずれか一方が平川市に継続して住所を有し、居住実態があること
- ③治療の開始時点の妻の年齢が35歳以下であること
- ④夫婦ともに市税などを滞納していないこと

助成額・助成できる回数

1回の人工授精治療につき1万円を上限とします。また、年度内の助成回数に制限はありません。

給付対象となる治療

人工授精（保険適用外）

申請手続き

次の必要書類を下記まで提出してください。

- (1) 平川市一般不妊治療費助成金交付申請書兼誓約書・承諾書（※）
- (2) 領収書（原本）・診療明細書
（診療明細書がない場合は、下記(3)の証明書が必要です）
- (3) 一般不妊治療費助成事業医療機関受診等証明書（※）
（診療明細書で治療内容がわかる場合は省略できます）
- (4) 振込先口座の通帳の写し
- (5) 市税などの滞納がないことを証明する書類
（令和3年1月1日現在、平川市外に住所がある場合）

※(1)、(3)の申請様式については、市ホームページに掲載しております。

[申込み・問合せ] 子育て健康課 子育て世代包括支援係
☎44-1111（内線1177）

TOPICS 02

養育支援訪問事業を実施します

市では、令和3年度より、子育て支援が特に必要と認められる家庭や出産後の育児について、出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦さんを対象に、保健師・助産師による専門的な相談支援とヘルパーによる家事の支援を実施します。

対象となる方

- 次の要件に該当する方で、市が対象者と決定した方
- ①妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭
 - ②若年の妊娠など、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
 - ③出産後間もない時期（おおむね1年程度）に、育児ストレス、産後うつ状態、育児不安などによって、子育てに対して強い不安や孤独感などを抱える家庭
 - ④食事、衣服、生活環境などについて、特に支援が必要と認められる家庭
 - ⑤公的な支援を受けていない児童（乳幼児健康診査などの谷間にある児童、保育所、幼稚園などに通っていない3歳から5歳までの児童）のいる支援を必要とする家庭
 - ⑥その他市長が認めた支援を必要とする家庭



支援内容

- ▶保健師・助産師による専門的相談支援
- ▶育児支援
（もく浴介助・授乳介助・対象乳児の兄姉の育児支援）
- ▶家事支援（調理や後片付け・衣服の洗濯や補修・居室などの清掃や整理整頓・生活必需品の買い物）
※買物の代行については、燃料費として1kmごとに12円、もしくは公共交通機関使用時の実費が発生します。

利用料について

利用料は無料ですが、支援を行うにあたって必要となる消耗品については、利用者の自己負担となります。

利用方法について

利用方法や必要書類などについては、下記までお問い合わせください。

[申込み・問合せ] 子育て健康課 子育て世代包括支援係 ☎44-1111（内線1177）

TOPICS 03

8月から高額介護サービス費の負担限度額などが変わります

8月から、**1** 高額介護サービス費（介護保険サービスを利用した際の毎月の負担上限額）と、**2・3** 介護保険施設やショートステイを利用した際の食費・居住費の助成制度が変更となります。



1 高額介護サービス費の収入要件が変わります

これまで1世帯あたりの負担上限額は、最大で4万4,400円でしたが、高所得者（世帯）の負担上限額が最大14万100円まで引き上げられます。年収約770万円以下の世帯や住民税非課税世帯の負担上限額に変更はありません。

●令和3年7月利用分まで

| 収入要件 | 負担上限額 |
|--------------------------|-------------|
| 現役並み所得相当 (年収約383万円以上) | 44,400円(世帯) |



●令和3年8月利用分から

| 収入要件 | | 負担上限額 |
|------------|--------------------|--------------|
| 新設 | 年収約1,160万円以上 | 140,100円(世帯) |
| | 年収約770万円～1,160万円未満 | 93,000円(世帯) |
| 年収約770万円未満 | | 44,400円(世帯) |

2 介護保険施設やショートステイ利用時の食費・居住費の助成(補足給付)要件が変わります

現在の第1段階（生活保護）から第4段階（補足給付対象外）までの4区分の所得区分のうち、第3段階（本人の年金収入などが80万円超で、世帯全員が住民税非課税）が、第3段階①と第3段階②に細分化されます。併せて、預貯金要件も下記の表のとおり変更となりました。

●令和3年7月利用分まで

| 利用者負担段階 | 収入要件 | 預貯金要件 |
|----------------------------|----------|---------------|
| 第1段階 | 生活保護受給者 | |
| | 住民税非課税世帯 | 老齢福祉年金を受給 |
| 年金収入等 [※] が80万円以下 | | 夫婦 2,000万円 |
| 年金収入等が80万円超 | | |

細分化

●令和3年8月利用分から

| 利用者負担段階 | 収入要件 | 預貯金要件 |
|--------------------|--------------|------------------------|
| 第1段階 | 生活保護受給者 | |
| | 住民税非課税世帯 | 老齢福祉年金を受給 |
| 年金収入等が80万円以下 | | 単身 650万円 夫婦 1,650万円 |
| 年金収入等が80万円超120万円以下 | | 単身 550万円 夫婦 1,550万円 |
| 第3段階② | 年金収入等が120万円超 | 単身 500万円 夫婦 1,500万円 |

※年金収入等＝公的年金等収入金額（遺族年金や障害年金などの非課税年金を含みます）＋その他の合計所得金額

3 介護保険施設やショートステイ利用時の食費の自己負担金額が変わります

介護保険施設やショートステイを利用した際の食費について、自己負担額が変更となります。なお、居住費の自己負担額に変更はありません。

| 利用者負担段階 | 所得区分 | 施設入所 | | ショートステイ | |
|---------|---------------------|---------|---------|---------|---------|
| | | R3.7月まで | R3.8月から | R3.7月まで | R3.8月から |
| 第1段階 | 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者など | 300円 | 変更なし | 300円 | 変更なし |
| 第2段階 | 年金収入等が80万円以下 | 390円 | 変更なし | 390円 | 600円 |
| 第3段階① | 年金収入等が80万円超120万円以下 | 650円 | 変更なし | 650円 | 1,000円 |
| 第3段階② | 年金収入等が120万円超 | 650円 | 1,360円 | 650円 | 1,300円 |

※第4段階（補足給付対象外）の食費は、施設によって金額が異なります。詳しくは各施設へお問い合わせください。

[問合せ] 高齢介護課 介護保険係 ☎44-1111 (内線 1155)

TOPICS 04

ひとり親家庭等医療費受給者の皆さんへ

☑ 受給資格証の更新をお願いします

ひとり親家庭等医療費を受給されている方は、毎年、受給資格証の更新申請が必要です。対象者には7月中旬に通知しますが、通知が届かない場合は下記までお問い合わせください。

▶受付期間／7月19日(月)～30日(金) 8:15～17:00(土日祝日を除く)

※7月28日(水)～30日(金)は、子育て健康課子ども支援係(健康センター内②番窓口)のみ19:00まで窓口を延長します。

▶受付場所

- ・平賀地域：子育て健康課 子ども支援係(健康センター内②番窓口)
- ・尾上地域：尾上総合支所 市民生活課市民係
- ・碓ヶ関地域：碓ヶ関総合支所 市民生活課市民係

※尾上地域・碓ヶ関地域の方が健康センターで手続きされる場合は、事前に下記の問合せ先までご連絡ください。



[問合せ] 子育て健康課 子ども支援係 ☎44-1111 (内線1151)

TOPICS 05

児童扶養手当を受給されている皆さんへ

☑ 児童扶養手当現況届の提出をお願いします

①「現況届」をご提出ください。

…引き続き児童扶養手当を受給できるか確認するため、提出が必要です。

②「一部支給停止適用除外事由届出書(緑色の用紙)」をご提出ください。

…児童扶養手当を受給し始めてから5年を経過するなどの要件に該当する方は、提出が必要です。

※各通知は、対象者へ6月上旬に送付しています。該当する事由の添付書類(就業・求職活動・障がい・疾病など)と併せて提出してください。

※期限内に提出がない場合には、支給額が減額または支給停止となることがありますのでご注意ください。

▶提出期限／8月31日(火)

▶提出先

- ・子育て健康課 子ども支援係(健康センター内②番窓口)
 - ・尾上総合支所 市民生活課市民係
 - ・碓ヶ関総合支所 市民生活課市民係
- (土日祝日を除く)

[問合せ] 子育て健康課 子ども支援係 ☎44-1111 (内線1151)



平川市成人式の再延期について(令和2年度分)

広報ひらかわ6月号5ページにて、平川市成人式(令和2年度分)の開催について掲載しておりましたが、以下のとおり再延期が決定しました。度重なる日程変更によりご迷惑をおかけしますが、ご理解くださるようお願いいたします。なお、対象者へは再延期分の案内文書を送付済みです。届いていない場合は下記までお問い合わせください。

令和3年8月14日(土) → 令和3年12月26日(日)

[問合せ] 生涯学習課 社会教育係 ☎44-1221

TOPICS 06

農地を転用する場合には、農地法の「許可」が必要です

●農地転用許可制度の目的

食糧の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的として設けられています。

●農地転用とは

農地を住宅などの建物敷地、資材置場、駐車場、山林など、農地以外の用地に転換することです。なお、一時的に資材置場などに利用する場合も転用許可が必要です。

●無断転用

許可を受けずに転用した場合には、工事の中止や原状回復などの命令がされるほか、場合によっては、3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）が課されることもあります。

[問合せ] 農業委員会事務局 ☎44-1111（内線2153）

農地の無断転用の例

- ・資材置場にした
- ・青空駐車場にした
- ・農業用施設を建てた
- ・住宅や倉庫を建てた
- ・建設残土の捨て場にした

※自己所有農地に2アール未満の農業用施設を建てる場合は許可を要しないこととなっていますが、まずは農業委員会事務局にご相談ください。



農地に盛土をする場合は届け出が必要です

無断転用を防止する目的から、畑などを造成するために農地に盛土する場合であっても、農業委員会への届出が必要です。届出書は、農業委員会にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

TOPICS 07

骨髄ドナーとドナーが勤務する事業所を応援します

市では、骨髄移植の推進とドナー登録者の増加を図ることを目的に、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、ドナーとなった市民とそのドナーが勤務する事業所を対象に奨励金を交付しています。

骨髄移植とは？

骨髄移植とは、白血病などの治療が困難な血液疾患の患者さんに、健康な方から提供いただいた骨髄や末梢血幹細胞を移植して治療することです。ドナー登録は弘前献血ルームで受付しています。

1人でも多くの患者さんを救うために、骨髄移植へのご理解と骨髄バンクへのドナー登録に協力をお願いします。



骨髄移植ドナーの支援について

▶交付対象者（ドナー）

…次の①・②に該当する方

- ①公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業のドナー登録者で、骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了した方
- ②提供時と奨励金の申請時に市内に住所を有する方で、市税などの滞納がない方

▶交付対象となる事業所

…ドナーが勤務している青森県内の事業所
※国・地方公共団体・独立行政法人・地方独立行政法人・ドナー休暇の取得が可能な場合を除く。

▶奨励金の額

| | |
|-------------|-----------------------------|
| ドナーの方 | 通院・入院などに要した日数（上限7日） ×2万円 |
| ドナーが勤務する事業所 | 通院・入院などに要した日数（上限7日） ×1万円 |

▶申込方法

窓口または市ホームページ内（※）にある所定の申請書に記入の上、公益財団法人日本骨髄バンク発行の証明書などを添付し申請してください。

なお、申請期間は骨髄提供完了から90日以内となります。

※市ホームページ→「健康・福祉」→「健康づくり」→「骨髄移植ドナーの支援」→PDFファイル「平川市骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付要綱」にあります。

[申込み・問合せ] 子育て健康課 健康推進係 ☎44-1111（内線1147）